

## 様式第七（第4条第7項関係）

### 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日  
令和4年12月23日
2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称  
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合
3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
  - (1) 無限責任組合員 代表者  
(変更前) 代表取締役社長 大泉 克彦  
(変更後) 代表取締役社長 植田 浩輔
  - (2) 役職員の報酬の水準  
(変更前)  
役職員の報酬の体系としては、固定給、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類で構成。インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、役職員が責任を持って業務に従事することが出来る体制を整備するため、及び将来の社会的収益を最大化するため、役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける。  
(変更後)  
役職員の報酬の体系としては、固定給、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類を組み合わせ、公金を原資とする事業であることを踏まえ、投資益偏重の業務取組姿勢を誘導しない様に、適切に設計することを想定している。  
固定給については固定額の月次支給とし、役職員の長期的な能力伸長の観点から、業績評価結果を勘案して年1回の昇降給を実施する。業績連動賞与については、業績評価結果を勘案して支給額を決定し、原則として半年または1年に一度支給することを想定する。  
インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、役職員が責任を持って業務に従事することが出来る体制を整備するため、及び将来の社会的収益を最大化するため、役職員の報酬インセンティブとして設定することを想定するが、支給額には一定の上限を設ける。

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して15年間とする。ただし、総有限責任組合員出資口数の3分の2以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、最長で5年の延長を可能とする。

※2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称及び4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期については変更なし